普通車

	横手	
十文字	190.477	
湯沢	238.096	428.572

中型車

	横手	
十文字	238.096	
湯沢	285.715	523.810

大型車

	横手	
十文字	285.715	
湯沢	428.572	714.286

特大車

	横手	
十文字	523.810	
湯沢	666.667	1,190.477

リ　京葉道路における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A区間からA区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
A区間からB区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
B区間からB区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
C区間からC区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
C区間からD区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
C区間からE区間まで	347.700	347.700	347.700	521.550	1,216.950
C区間からF区間まで	463.600	463.600	463.600	695.400	1,622.600
D区間からD区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
D区間からE区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
D区間からF区間まで	347.700	347.700	347.700	521.550	1,216.950
E区間からE区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
E区間からF区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
F区間からF区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650

軽自動車等

㈱　A区間とは、江戸川区一之江町（起点）から船橋市海神町（京葉一期区間の終点）又は船橋市海神町（京葉二期区間の起点）までの区間をいう。

B区間とは、船橋市海神町（京葉二期区間の起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間をいう。

C区間とは、習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）までの区間をいう。

D区間とは、千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）から千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）までの区間をいう。

E区間とは、千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）から千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）までの区間をいう。

F区間とは、千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）から千葉市中央区浜野町（千葉南ジャンクション）までの区間をいう。

ヌ　横浜横須賀道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

	衣笠	佐原	浦賀	馬堀海岸
横須賀	194.175	242.719	380.953	380.953
衣笠		97.088	238.096	238.096
佐原			—	—
浦賀				—